

以下の課題に A4・2枚以内で答え、7月19日（木）17時までに濱本宛に送付すること。

【課題】

国連人権理事会は、[決議 17/4](#)において、[ビジネスと人権に関する指導原則](#)を支持(endorse)した。その決議前文では、“transnational corporations and other business enterprises have a responsibility to respect human rights”と述べられている。

この指導原則を受けて、各国が[行動計画](#)を作成しつつある。日本政府も、計画作成に向けての[ベースライン意見交換会を開催](#)している。

さらに、国連人権理事会は、[決議 26/9](#)において、国際人権法に基づいて多国籍企業等の活動を規律する法的拘束力ある文書を作成することを決定し、[現在その作業が進行中](#)である。

憲法学では、一般に次のような説明がなされる。

（大工場・巨大企業・有力な団体といった）社会的権力にも、国家権力同様に憲法の拘束を及ぼそうとするのが直接効力（適用）説である。公私にかかわらず強大な権力を抑制するのが憲法の役割だというのである。しかし、近代憲法が国家・国民間の契約であったことから、特段の条文改正もなくその帰結が導き出せるかは疑わしく、なおかつ国民の一部に憲法上の義務を負わせることは自由権の本質を転化させるものであり、私的自治をおびやか[す]などの批判を浴びた[……]。

[最近、]日本国憲法の人権条項の文言が国家・政府を主語としていないことを根拠に、私人間にも普くその趣旨が及ぶものとする見解、「企業権力からの自由」を旗印に企業・個人関係に憲法を適用する見解などの直接効力的見解がある。しかし、前文からしても憲法が国家と国民の契約であるとする大前提が人権条項、あるいは企業関係だけでは覆ると言うのには無理があった。

——君塚正臣「私人間における権利の保障」大石眞・石川健治[編]『憲法の争点』（有斐閣、2008年）66頁 [引用文献略]。

1. 「ビジネスと人権」においては、企業は人権保障義務を負うのか。負うとすれば、どのような内容か。
2. 国際法における人権概念と憲法におけるそれとの間に相違はあるか。あるとすれば、どのような事情によるか。

【資料】

- 日本経済団体連合会 [『企業行動憲章 実行の手引き \[第7版\]』](#)（2017年）[第4

章]

- 連合『[『多国籍企業の社会的責任と国際ルール』](#) (2017 年)
- ファーストリテイリング [「人権・労働環境」](#)
- 野村ホールディングス [「人権の尊重」](#)
- ANA グループ [「人権への取り組み」](#)
- 味の素 [「人権」](#)
- 伊藤忠商事 [「人権の尊重」](#)
- デロイトトーマツ [「人権を軽んじる企業には、1000 億円以上失うリスクあり」](#)
- PWC [「ビジネスにおける人権リスク関連サービス」](#)
- EY [「人権に関するアドバイザリー・サービス」](#)
- 日経 ESG [「取引先から社員、実習生まで 足元に広がる人権リスク」](#)

以上